

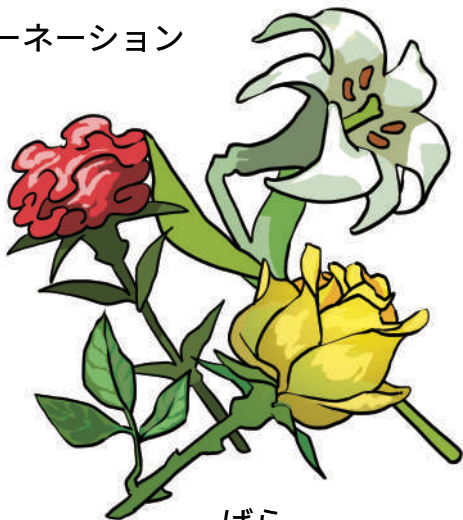
6 類

生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

ばら、カーネーション、ゆり（リリウム属
のもの）

ゆり

カーネーション



ばら

6 類

生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

重要な部・類の注

《第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉の注の規定》

【注】

- 1 この類には、第 06.01 項の子コリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第7類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。
- 2 第 06.03 項又は第 06.04 項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第 97.01 項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

6 類

生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①装飾用のばらから作った花かごは、第6類に分類されない。
- ②ばれいしょ、たまねぎは、第6類に分類される。
- ③しいたけの菌糸は、第6類に分類される。

6 類

生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①装飾用のばらから作った花かごは、第6類に分類されない。
- ②ばれいしょ、たまねぎは、第6類に分類される。
- ③しいたけの菌糸は、第6類に分類される。

【解答】 ③

しいたけの菌糸は、第6類に分類される。

- ①装飾用のばらから作った花かごは第6類に分類される。
- ②ばれいしょ、たまねぎは、第7類（食用の野菜、根及び塊茎）に分類される。

7 類

食用の野菜、根及び塊茎

トマト、たまねぎ、スイートコーン、生鮮のまつたけ、そらまめ（乾燥）、生鮮の豆、塩水漬けオリーブ、乾燥きのこ、ばれいしょ、きゅうり、にんにく、冷凍した豆、トリフ



7 類

食用の野菜、根及び塊茎

重要な部・類の注

《第7類 食用の野菜、根及び塊茎の注の規定》

【注】

- 1 この類には、第 12.14 項の飼料用植物を含まない。
- 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガナム・マヨラナ）を含む。
- 3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。
 - (a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第 07.13 項参照）
 - (b) 第 11.02 項から第 11.04 項までに定める形状のスイートコーン
 - (c) ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第 11.05 項参照）
 - (d) 第 07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール（第 11.06 項参照）
- 4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まない（第 09.04 項参照）。
- 5 第 07.11 項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

7 類

食用の野菜、根及び塊茎

出題例

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① すいか、トマト、スイートコーンは第7類に分類される。
- ② ばれいしょは第7類に分類されるが、ばれいしょの粉は第7類に分類されない。
- ③ 乾燥したピメンタ属の果実を粉砕したものは第7類に分類されない。

7 類

食用の野菜、根及び塊茎

解答

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① すいか、トマト、スイートコーンは第7類に分類される。
- ② ばれいしょは第7類に分類されるが、ばれいしょの粉は第7類に分類されない。
- ③ 乾燥したピメンタ属の果実を粉砕したものは第7類に分類されない。

【解答】 ①

トマト、スイートコーンは第7類に分類されるが、すいかは第8類（食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）に分類される。

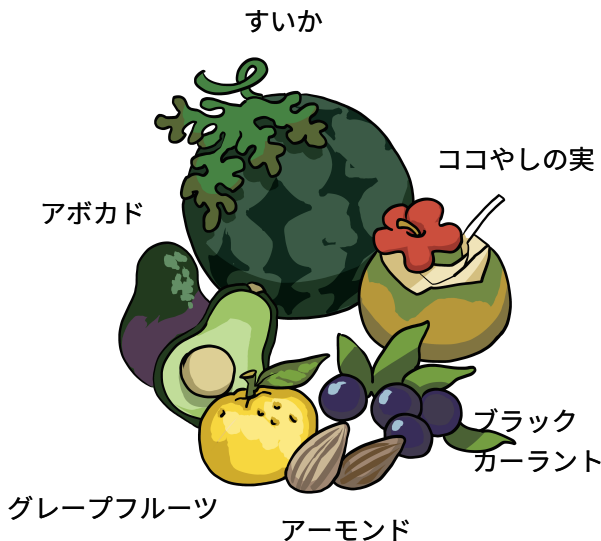
② ばれいしょの粉は、第11類に分類される（第7類注3参照）。

③ 乾燥したピメンタ属の果実を粉砕したものは、第9類に分類される（第7類注4参照）。

8 類

食用の果実及びナット、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮

生鮮のアーモンド、乾燥くるみ、ココヤシの実、
生鮮のアボカド、すいか、ピスタチオナット、
ブラックカーラント、ホワイトカーラント



8 類

食用の果実及びナット、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮

重要な部・類の注

《第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮の注の規定》

【注】

- 1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。
- 2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同じの項に属する。
- 3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。
 - (a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）
 - (b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。
- 4 第08.12項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

8 類

食用の果実及びナッツ、かんきつ類の
果皮並びにメロンの皮

出題例

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① 食用でない果実及びナッツは第 8 類に分類されない。
- ② 食用ナッツで、保存性を向上するための処理がされたナッツは第 8 類に分類されない。
- ③ 生鮮アーモンド、レモン、小売用缶詰の干しぶどうは第 8 類に分類される。

8 類

食用の果実及びナツト、かんきつ類の
果皮並びにメロンの皮

解答

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① 食用でない果実及びナツトは第 8 類に分類されない。
- ② 食用ナツトで、保存性を向上するための処理がされたナツトは第 8 類に分類されない。
- ③ 生鮮アーモンド、レモン、小売用缶詰の干しぶどうは第 8 類に分類される。

【解答】 ②

第 8 類注 3 (a) 参照。

9 類

コーヒー、茶、マテ及び香辛料

しょうが、乾燥とうがらし、茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）、月桂樹の葉、うこん、サフラン

コーヒー



茶

月桂樹の葉

乾燥とうがらし

9 類

コーヒー、茶、マテ及び香辛料

重要な部・類の注

《第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料の規定》

【注】

1 第 09.04 項から第 09.10 項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。

(b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、第 09.10 項に属する。

第 09.04 項から第 09.10 項までの物品 ((a) 又は (b) の混合物を含む) に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第 21.03 項に属する。

2 この類には、第 12.11 項のクベバ (ピペル・クベバ) その他の物品を含まない。

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ① コーヒーは第9類に分類されるが、インスタントコーヒーは第21類に分類される。
- ② にんにくは第9類に分類される。
- ③ コーヒーのエキスは第9類に分類される。

【問題】

第9類の類注において、第09.04項から第09.10項までの異なる項の二以上の物品の混合物は、関税率表の解釈に関する通則3を適用して所属を決定することとされている。

9 類

コーヒー、茶、マテ及び香辛料

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ① コーヒーは第 9 類に分類されるが、インスタントコーヒーは第 21 類に分類される。
- ② にんにくは第 9 類に分類される。
- ③ コーヒーのエキスは第 9 類に分類される。

【解答】 ①

第 9 類注 1 (b) 参照

- ② にんにくは、第 7 類（食用の野菜、根及び塊茎）に分類される。
- ③ コーヒーのエキスは、第 21 類（各種の調製食料品）に分類される。

【問題】

第 9 類の類注において、第 09.04 項から第 09.10 項までの異なる項の二以上の物品の混合物は、関税率表の解釈に関する通則 3 を適用して所属を決定することとされている。

【解答】 誤り。

第 09.04 項から第 09.10 項までの異なる項の二以上の物品の混合物は、第 09.10 項に分類される（第 9 類注 1 (b)）。

10 類

穀物

精米、玄米、ライ麦、オート、そば、
とうもろこし、小麦、メスリン、キヌア

玄米

精米

とうもろこし



ライ麦、オート、
小麦、メスリン、キヌア

10 類

穀物

重要な部・類の注

〈第 10 類 穀物の注の規定〉

【注】

1 (A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。

(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第 10.06 項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含む。

2 第 10.05 項には、スイートコーンを含まない(第 7 類参照)。

出題例

【問題】 次のうち正しいものはどれか。

- ① スイートコーンは第 10 類に分類される。
- ② とうもろこし粉は第 10 類に分類される。
- ③ 精米、玄米、オートは第 10 類に分類される。

【問題】

大豆は、第 10 類に分類される。

10 類

穀物

解答

【問題】 次のうち正しいものはどれか。

- ① スイートコーンは第 10 類に分類される。
- ② とうもろこし粉は第 10 類に分類される。
- ③ 精米、玄米、オートは第 10 類に分類される。

【解答】 ③

第 10 類注 1 (B) 参照。

- ① スイートコーンは、第 7 類（食用の野菜、根及び塊茎）に分類される（第 10 類注 2 参照）。
- ② とうもろこし粉は、第 11 類（穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン）に分類される。

【問題】

大豆は、第 10 類に分類される。

【解答】 誤り。

大豆は、第 12 類に分類される。

11 類

穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、 イヌリン及び小麦グルテン

ばれいしょの粉、ばれいしょでん粉、とうもろこし粉、
いった麦芽、乾燥した豆の粉

いった麦芽

ばれいしょの粉、
ばれいしょでん粉、
とうもろこし粉



11 類

穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

重要な部・類の注

《第 11 類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテンの注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) いった麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第 09.01 項及び第 21.01 項参照）
 - (b) 第 19.01 項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉
 - (c) 第 19.04 項のコーンフレークその他の物品
 - (d) 第 20.01 項、第 20.04 項又は第 20.05 項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
 - (e) 医療用品（第 30 類参照）
 - (f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第 33 類参照）

出題例

【問題】 次のうち第 11 類に分類されないものはどれか。

- ①ばれいしょでん粉
- ②コーンフレーク
- ③乾燥した豆の粉

11 類

穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、 イヌリン及び小麦グルテン

解答

【問題】 次のうち第 11 類に分類されないものはどれか。

- ①ばれいしょでん粉
- ②コーンフレーク
- ③乾燥した豆の粉

【解答】 ②

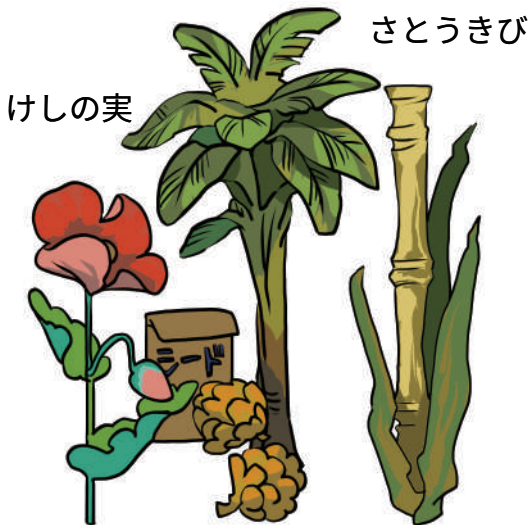
コーンフレークは、第 19.04 項に分類される（第 11 類注 1 (c) 参照）。

12 類

採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は
医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

落花生、油やしの実、けしの実、ごま、大豆、
海草、てんさい、さとうきび、こんにゃく芋

油やしの実



12 類

採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は 医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

重要な部・類の注

《第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は
医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物の注の規定》

【注】

1 第 12.07 項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第 7 類及び第 20 類参照）及び第 08.01 項又は第 08.02 項の物品を含まない。

2 第 12.08 項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第 23.04 項から第 23.06 項までの油かすを含まない。

3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第 12.09 項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第 12.09 項には含まない。

(a) 豆及びスイートコーン（第 7 類参照）

(b) 第 9 類の香辛料その他の物品

(c) 穀物（第 10 類参照）

(d) 第 12.01 項から第 12.07 項まで又は第 12.11 項の物品

4 第 12.11 項には、バジル、ポレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。

もつとも、第 12.11 項には、次の物品を含まない。

(a) 第 30 類の医薬品

(b) 第 33 類の調製香料及び化粧品類

(c) 第 38.08 項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品

12 類

採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は
医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①ローズマリーの調製香料は第 12 類に分類される。
- ②けしの種は第 12 類に分類される。
- ③大豆油かすは第 12 類に分類される。

【問題】

播種用の小麦は、第 12 類に分類される。

12 類

採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は
医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①ローズマリーの調製香料は第 12 類に分類される。
- ②けしの種は第 12 類に分類される。
- ③大豆油かすは第 12 類に分類される。

【解答】 ②

第 12 類注 1 参照。

- ①ローズマリーの調製香料は、第 33 類（精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類）に分類される（第 12 類注 4(b) 参照）。
- ③大豆油かすは、第 23 類（食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料）に分類される（第 12 類注 2 参照）。

【問題】

播種用の小麦は、第 12 類に分類される。

【解答】 誤り。

小麦（穀物）は、播種用であっても第 12.09 項には含まれず、第 10 類に分類される（第 12 類注 3 (c)）。

13 類

ラック並びにガム、樹脂その他の
植物性の液汁及びエキス

ポップエキス、アロエエキス



13 類

ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

重要な部・類の注

《第 13 類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキスの注の規定》

【注】

1 第 13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a) 甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の 10% を超えるもの及び菓子にしたもの（第 17.04 項参照）

(b) 麦芽エキス（第 19.01 項参照）

(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第 21.01 項参照）

(d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス（第 22 類参照）

(e) 第 29.14 項又は第 29.38 項のしょう脳、グリシルリジンその他の物品

(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の 50% 以上のもの（第 29.39 項参照）

(g) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品及び血液型判定用のもの（第 38.22 項参照）

(h) なめしエキス及び染色エキス（第 32.01 項及び第 32.03 項参照）

13 類

ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

重要な部・類の注

(ij) 精油、コンクリート、アブソリュート、レジノイド及びオレオレジン抽出物、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品（第 33 類参照）

(k) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム（第 40.01 項参照）

【備考】

1 第 13.02 項においてアルコール分は、温度 20 度におけるアルコールの容量分による。

出題例

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① マテエキスは第 13 類に分類されない。
- ② ポップエキスは第 13 類に分類されない。
- ③ アロエエキスは第 13 類に分類される。

13 類

ラック並びにガム、樹脂その他の 植物性の液汁及びエキス

解答

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① マテエキスは第 13 類に分類されない。
- ② ポップエキスは第 13 類に分類されない。
- ③ アロエエキスは第 13 類に分類される。

【解答】 ②

ポップエキスは、第 13 類に分類される。

① マテエキスは、第 21 類 (各種の調製食料品) に分類される。

14 類

植物性の組物材料及び他の類に
該当しない植物性生産品

竹、いぐさ

竹

いぐさ



14 類

植物性の組物材料及び他の類に 該当しない植物性生産品

重要な部・類の注

《第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品の注の規定》

【注】

1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第 11 部に属する。

出題例

【問題】 次の物品のうち第 14 類に分類されるものはどれか。すべて選びなさい。

- ①いぐさ
- ②ほうき
- ③竹

14 類

植物性の組物材料及び他の類に 該当しない植物性生産品

解答

【問題】 次の物品のうち第 14 類に分類されるものはどれか。すべて選びなさい。

- ①いぐさ
- ②ほうき
- ③竹

【解答】 ①、③

②ほうきは、第 96 類（雑品）に分類される。